介護サービス事業所等自己点検票(指定特定介護予防福祉用具販売事業)

令和7年4月1日適用

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
基本方針	1 基本方針 指定特定介護予防福祉用具販売の事業は、その利用者が可能な限り その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用 者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特 定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護 予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を 図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものになって いるか。	都条例第112号第254			
二人員に関する基準	1 福祉用具専門相談員の員数 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉 用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤 換算方法で、2以上となっているか。 ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業者が都規則第142号 に定める事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係 る事業所と指定特定介護予防福祉用具販売事業所が一体的に運営 される場合については、次に掲げる事業者の区分に応じ、福祉用具 専門相談員の員数を満たすことをもって、上記の員数を満たすもの とみなすことができる。 ① 指定福祉用具貸与事業者 ② 指定特定福祉用具販売事業者 ③ 指定介護予防福祉用具貸与事業者	条第1項·第2項 都規則第142号第66			
	(2) 特定介護予防福祉用具販売は、福祉用具の選定に当たり福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われているか。	施行令第4条第1項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
二人員に関する基準	 (3) 福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当するものとなっているか。 ① 保健師 ② 看護師 ④ 理学療法士 ⑤ 作業療法士 ⑥ 社会福祉士 ⑦ 介護福祉士 ⑧ 義肢装具士 ⑨ 福祉用具専門相談員指定講習の課程修了者 	施行令第4条第1項			
	2 管理者 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用 具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いて いるか。 ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がな い場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に 従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等 の職務に従事することができる。	条第1項・第2項 施行要領第3の12の1 の(2) 参照(第3の1			
三設備	1 設備及び備品等 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うため に必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売 の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。				
に関する基準	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売 事業の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と 指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において 一体的に運営されている場合については、都条例第111号第268条 第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもっ て、前項に規定する基準を満たしているとみなすことができる。	都条例第112号第257 条第2項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
兀	1 内容及び手続の説明及び同意				
	指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉	法第115条の4第2項			
運	用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家	都条例第112号第262			
営	族に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員等の勤務体制その	条			
に	他の利用申込者がサービスを選択するため必要な重要事項につい	準用(第52条の3第1			
関	て、わかりやすい説明書等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、	項)			
す	当該事業所から指定福祉用具貸与の提供を受けることにつき同意を				
る	得ているか。				
基	なお、当該同意については、利用者及び指定特定介護予防福祉用				
準	具販売事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。				
	2 提供拒否の禁止				
	指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、正当な理由なく指定特定	都条例第112号第262			
	介護予防福祉用具販売の提供を拒んでいないか。	条			
		準用(第52条の4)			
	3 サービス提供困難時の対応				
	指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、当該指定特定介護予防福	都条例第112号第262			
	祉用具販売事業所の通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目	条			
	等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定特定介護予防福祉用具	準用(第52条の5)			
	販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に				
	係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定特定介護予防福祉				
	用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じている				
	カ。				
	4 受給資格等の確認				
	(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉	都条例第112号第262			
	用具販売の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者	条			
	証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有	準用(第52条の6第1			
	効期間を確かめているか。	項)			
	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、被保険者証に、認定審	都条例第112号第262			
	査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮し	条			
	て、指定特定介護予防福祉用具販売を提供するよう努めているか。	準用(第52条の6第2			
		項)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に	5 要支援認定の申請に係る援助 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉 用具販売の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込 者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確 認し、申請が行われていない場合は、当該利用申請者の意思を踏ま えて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	条 準用(第52条の7第1			
関する基準	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が満了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	条 準用(第52条の7第2			
	6 心身の状況等の把握 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用 具販売の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通 じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サ ービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	条			
	7 介護予防支援事業者等との連携 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉 用具販売の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療 サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めて いるか。				
	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉 用具販売の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適 切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援 事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービ スを提供する者との密接な連携に努めているか。	条			
	8 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、介護予防サービス計画が 作成されている場合は、当該計画に沿った指定特定介護予防福祉用具 販売の提供をしているか。				
	9 介護予防サービス計画等の変更の援助 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業 者への連絡その他の必要な援助を行っているか。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運	10 身分を証する書類の携行(1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者に身分を証する 書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これ を提示すべき旨を指導しているか。				
営に関す	(2) 証書等には当該指定介護予防特定福祉用具販売事業所の名称、当 該専門相談員等の氏名の記載があるか。	施行要領第3の12の3 の(6) 参照(第3の1の3の (15))			
る基準	11 サービスの提供の記録 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用 具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録 するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他 適切な方法により、その情報を利用者に提供しているか。				
	12 販売費用の額等の受領 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉 用具販売を提供した際には、法第 56 条第 3 項に規定する現に当該 特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の支払いを受けて いるか。				
	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。① 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費② 特定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用	条第2項 都規則第142号第67			
	(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	都条例第112号第259 条第3項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関する	13 保険給付の申請に必要となる証明書の交付 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉 用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の各号に掲 げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。 ① 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称 ② 販売した特定介護予防福祉用具の種目及び品名の名称及び販 売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ③ 領収書 ④ 当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該特定				
基準	介護予防福祉用具の概要 14 利用者に関する区市町村への通知 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用 具販売を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞な く、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定特定介護予防福祉用具販売の利用に関す る指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認 められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようと したとき。	条 準用 (第53条の3)			
	15 管理者の責務 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者の管理及び指定特定介護予防福祉用具販売の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	都条例第112号第262 条 準用(第51条第1項)			
	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理者は、当該特定指定介護予防福祉用具販売事業所の従業者に、都条例第112号「第3章第4節運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	条			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	16 運営規程 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用 具販売事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関 する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定特定介護予防福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販 売費用の額その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項				
	17 研修並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員の 資質の向上のために、特定介護予防福祉用具の構造、使用方法等に ついての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。	条 準用(第243条第1項) 施行要領第3の12の3 の (6) 参照(第3の11の3の (5)の①)			
	(2) 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定特定介護予防福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めているか。	新采州第112万第202 条 準用(第243条第2項)			
	18 福祉用具の取扱種目 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者の身体の状態の、 その変化等に対応することができるよう、可能な限り多様な種目の福 祉用具を取り扱うようにしているか。				
	19 勤務体制の確保等 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対し適切な指 定特定介護予防福祉用具販売を提供できるよう、指定特定介護予 防福祉用具販売事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めている か。	都条例第112号第262 条 準用(第120条の2第1 項)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、福祉用具専門相 談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係 等を勤務表上明確にしているか。	施行要領第3の12の3 の(6)の② 参照第3の6の3の(2) の①)			
運営に関す	(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者によって指定特定介護予防福祉用具販売を提供しているか。 ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	都条例第112号第262 条 準用(第120条の2第2 項)			
る基準	(4) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、適切な指定特定介護予防福祉用具販売を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。(職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置)	都条例第112号第262 条 準用(第120条の2第4 項)			
	20 業務継続計画の策定等 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	都条例第112号第262 条 準用(第52条の2の2 第1項)			
	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	都条例第112号第262 条 準用(第52条の2の2 第2項)			
	(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	都条例第112号第262 条 準用(第52条の2の2 第3項)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四四	21 衛生管理等 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	都条例第112号第262 条 準用(第54条の2第1 項)			
運営に関す	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。	都条例第112号第262 条 準用(第54条の2第2 項)			
する基準	(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に十分に周知すること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	条 準用(第54条の2第3			
	22 掲示及び目録の備え付け (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業所の見やすい場所 に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資する と認められる重要事項を掲示しているか又は重要事項を記載した 書面を指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これを関係者に 自由に閲覧させることを行っているか。	都条例第112号第262 条 準用(第246条第1項、 第2項)			
	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。	都条例第112号第262 条準用(第246条第3 項)			
	(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者の福祉用具の 選択に資するため、指定特定介護予防福祉用具販売事業所に、その 取り扱う特定介護予防福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他 の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。	都条例第112号第262 条準用(第246条第4 項)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に即	23 秘密保持等 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者は、正当な理由 がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らして いないか。	都条例第112号第262 条 準用(第54条の4第1 項)			
関する基準	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	条			
	(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	都条例第112号第262 条 準用(第54条の4第3 項)			
	24 広告 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用 具販売事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又 は誇大なものとなっていないか。				
	25 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、介護予防支援事業者又は その従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利 用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してい ないか。	条			
	26 苦情処理 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、提供した指定特定介護予防福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等を行っているか。	条準用(第54条の7第 1項) 施行要領第3の11の3 の(8)参照(第3の1の			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	都条例第112号第262 条準用(第54条の7第 2項)			
運営					
に関する	(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	施行要領第3の12の3 の(6) 参照(第3の1の3の (28)の②)			
基準	(4) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、提供した指定特定介護予防福祉用具販売に関し、法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例第112号第262 条 準用(第54条の7第3 項)			
	(5) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、(4) の改善の内容を区市町村に報告しているか。	都条例第112号第262 条 準用(第54条の7第3 項)			
	(6) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、提供した指定特定介護予防福祉用具販売に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	都条例第112号第262 条 準用(第54条の7第4 項)			
	(7) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6) の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	都条例第112号第262 条 準用(第54条の7第4 項)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関する	27 事故発生時の対応 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置について記録その他必要な措置を講じているか。	条 準用(第54条の9第1			
基準	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	都条例第112号第262 条 準用(第54条の9第2 項)			
	(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事故が生じた際には その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	施行要領第3の12の3 の(6) 参照(第3の1の3の (30)の③)			
	28 虐待の防止 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、虐待の発生及び再発を 防止するため、次の措置を講じているか。 ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催 するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に十分に 周知すること。 ② 虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施すること。 ④ ①~③を適切に実施するための担当者を置くこと。	条			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関する基準	29 会計の区分 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定介護予防福祉用具販売の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	都条例第112号第262 条 準用(第54条の10) 施行要領第3の12の3 の(6) 参照(第3の1の3の (32))			
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」等により適切に行われているか。	平13老振発第18号			
	30 記録の整備 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その契約終了の日から2年間保存しているか。 ① 特定介護予防福祉用具販売計画 ② 都条例第112号第258条の規定による提供したサービスの具体的な内容等の記録 ③ 都条例112号第264条第8号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 都条例第112号第53条の3の規定による区市町村への通知に係る記録 ⑤ 都条例第112号第54条の7第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥ 都条例第112号第54条の9第1項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	条第1項 都条例第112号第261 条第2項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五介護予	1 指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針 (1) 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資する よう、その目的を設定し、計画的に行っているか。	都条例第112号第263 条第1項			
防のたい	(2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指 定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を 図っているか。				
めの効果的な	(3) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。				
支援の方	(4) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する 能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの 提供に努めているか。				
万法に関する基準		都条例第112号第264 条第1号			
	(2) 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	都条例第112号第264 条第2号			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五介護予防のた	(3)法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の	都条例第112号第264 条第3号 施行要領第4の3の10 の(2)の②			
めの効果	状況等を踏まえ、提案を行っているか。 (4)指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。	都条例第112号第264 条第4号			
的な支援の方法に関する基準	(5)指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書(用具販売事業者等の作成した取扱説明書)を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明しているか。	都条例第112号第264 条第5号			
	(6)対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めているか。	都条例第112号第264 条第6号			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	(7) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者 又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない 場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下 「身体的拘束等」という。)を行っていないか。	都条例第112号第264 条第7号 平成13年4月6日老発 第155号「身体拘束ゼロ作戦」の推進について 平成13年3月厚生労働省発行「身体拘束ゼロへの手引き」			
	(8) (7) の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	都条例第112号第264 条第8号			
	(9)介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。				
	(10) 対象福祉用具に係るサービスを提供した福祉用具専門相談員は 利用者等に対し、福祉用具の不具合時の連絡等使用に当たっての要 請が行えるよう連絡先を情報提供しているか。	施行要領第4の3の10の(2)の⑤			
	3 特定介護予防福祉用具販売計画の作成 (1) 福祉用具専門相談員は利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて指定特定介護予防福祉用具販売の目標(福祉用具の利用目標)、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容(具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等)、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しているか。その他、関係者間で共有すべき情報(福祉用具使用時の注意事項等)がある場合には、留意事項に記載しているか。 なお、介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しているか。				
		都条例第112号第265 条第2項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
	(3) 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に		П		
	当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 し、利用者の同意を得ているか。	条第3項			
	(4) 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成し	都条例第112号第265			
	た際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付して				
	いるか。なお、特定介護予防福祉用具販売計画は、当該基準第4の				
	30(2)の規定に基づき、2年間保存しているか。				
	(5)福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福	都条例第112号第265			
	祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の	条第5項			
	作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成	施行要領第4の3の10			
	状況の確認を行っているか。	の(3)の④			
六	1 変更の届出等				
	(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労	法第115条の5第1項			
変	働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービ				
更	スの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、				
0	10 日以内に、その旨を知事に届け出ているか。				
届	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚	法第115条の5第2項			
出	生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前				
等	までに、その旨を知事に届け出ているか。				